

# ◆宗像市文化芸術活動事業補助金(案)

## 資料2

\* 文化芸術のまちづくり10年ビジョンの取り組みを補完する「I 新たな創造性のある文化芸術事業」「II 地域伝統文化継承及び活用事業」に対して補助する。

補助メニュー	内容	対象	対象経費	補助期間	補助率
I 新たな創造性のある文化芸術事業	宗像市内で行われる「新たな創造性のある文化芸術の取り組み」への支援	市内団体 市外団体	①報償費(謝金等) ②旅費 ③需用費(消耗品費、印刷費等) ④役務費(郵送料、保険料、広告料等) ⑤委託料 ⑥使用料及び賃借料 ⑦原材料費 ⑧その他特に市長が必要と認める経費	最長3年度間	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額(70万円を限度)
II 地域伝統文化継承及び活用事業	後継者の育成につながる「地域伝統文化を保存・活用・継承する取り組み」への支援 ※宗像市文化財保護審議会において、地域伝統文化に該当することが認められることが条件(指定文化財以外)	市内団体	①報償費(謝金等) ②旅費 ③需用費(消耗品費、印刷費等) ④役務費(郵送料、保険料、広告料等) ⑤委託料 ⑥使用料及び賃借料 ⑦原材料費 ⑧工事費 ⑨設備費(備品購入費等) ⑩その他特に市長が必要と認める経費	最長3年度間	補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度)

## ◆補助終了後の取り扱い(I 新たな創造性のある文化芸術事業)

### ア 市主催事業又は市協働委託事業として継続

宗像市文化芸術活動事業補助金を活用した「I 新たな創造性のある文化芸術事業」のうち、特に効果があると認められるものに対しては、補助終了後、市主催事業又は行政と民間が協働で実施した方が効果的な事業については、市協働委託事業として継続展開を協議する。

### イ 宗像ユリックス等との共催事業として継続

補助終了後、「ア 市主催事業又は市協働委託事業として継続する」よりも、宗像ユリックス等との共催で実施した方が効果的な事業については、市が当該団体間の調整の場を設ける。